

平成26年度定期工事監査報告書

1 監査の対象

平成26年4月1日から平成26年9月30日までに契約した工事83件、委託業務63件、計146件のうち選定した13件の工事及び委託業務（別紙、監査対象工事等一覧表のとおり）

2 監査の期間

平成26年10月22日から平成26年10月28日まで（内、4日間）

3 監査の方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、抽出した各工事、委託業務ごとに関係書類（積算歩掛、単価表を除く設計図書及び契約書など）の提出を求めるとともに、関係職員から概要を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施した。

4 監査の結果

監査対象とした各工事、委託業務とも計画、設計、施工及び工事監理等については、おおむね良好と認められましたが、対象となった工事のうち、一部、次の事項について適正な措置を講ぜられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

指摘事項

(1) 工事検査結果の通知事務について

請負工事に伴う業者との契約は、本町においても北海道規定の標準契約書を使用しているが、その第31条第2項の規定には、「・・・工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」こととなっているが、その通知がされていない。これまでの慣例上、検査員が現場で合格の是非を伝えて完了としていたとの説明であるが、契約上明記されている事項であり、請負業者の請求や町の支出に遅延をまねく結果にも繋がることから、検査結果の通知事務を適切に履行されたい。